

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第2項の規定により、みな穂農業協同組合（代表理事組合長 細田勝二）からの申し出（令和5年3月1日付けみな穂発第1号）を承諾したので公告する。

令和5年3月24日

公益社団法人 富山県農林水産公社  
理事長 山本 修

みな穂農業協同組合から公益社団法人富山県農林水産公社への農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）に係る権利及び義務の承継の概要

団体名	賃借権の設定等を受ける土地
みな穂農業協同組合	富山県下新川郡朝日町月山 433 ほか 860 筆